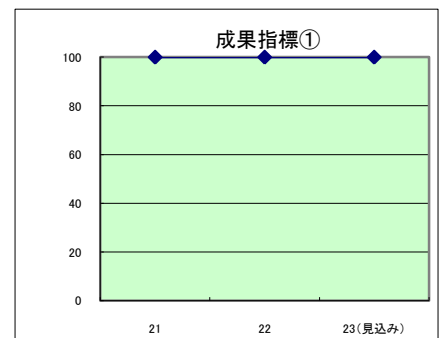
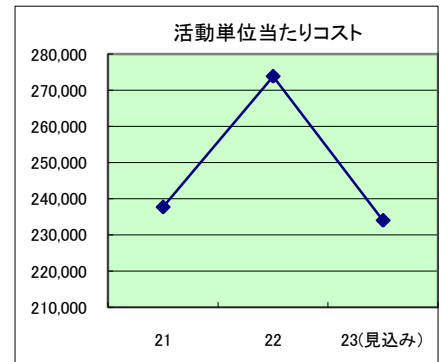


事務事業名	人権相談事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	4	魅力ある地域社会を拓く活力あるまち	款	3	民生費
	施策(節)	1	平和意識・人権尊重	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(2)	人権教育・人権啓発の推進	目	7	人権施策費
				事業	3	人権擁護推進
関連する計画等			作成部署	市民人権部人権推進課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1054		
事業の内容	「人権相談」をはじめとする相談を依頼されてきた市民					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	相談内容を聞き取り、人権擁護委員や関係各機関との連絡調整をし、問題の早期解決をめざす。					
	人権相談は本来、法務局や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当が、直接市の窓口に来られたり、電話により相談をされる市民の対応は、人権推進課職員が一旦相談を受け、必要に応じて関係機関につなげていく。また、実際に関係する機関や庁内各担当などと連携し、解決方法を調整することもある。 ・人権相談は毎月第3金曜日の14時～16時に開催している(偶数月は市役所・奇数月は陵南の森) 上記以外是人権推進課の職員が随時対応している。					
根拠法令等	人権擁護委員法					
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない		終了年度 平成 年度			
	☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化						
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】		(千円)	90	90	90
人件費【2】		(千円)	3,000	3,744	2,952
職員数	正規職員		0.40 人	0.52 人	0.41 人
	再任用職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考)	(時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】		(千円)	3,090	3,834	3,042
財源内訳	国費	(千円)			
	府費	(千円)			
	市債	(千円)			
	その他 (手数料・使用料等)	(千円)			
	一般財源	(千円)	3,090	3,834	3,042
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 人権相談所開設回数	回	13	14	13	
②					
③					
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)			237,692 円	273,857 円	234,000 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)			26 円	32 円	26 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	相談の対応率	%	相談の依頼に対し、どれだけ対応できたか	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 対応件数÷依頼数×100			実績	100	100	100.0%	
	②	相談所開設回数	回	何回人権相談場所を提供できたか	目標	15	15	達成率(%)	15
		(式) 毎月1回+憲法・人権週間+擁護委員の日の特設相談			実績	13	14	93.3%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	市民の人権擁護のために人権相談事業を実施することは、市の責務である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	人権侵害等に関わる相談は少ない方がいいが、市民からのニーズがわずかでも存在する限り、社会的弱者のセーフティネットとして実施する必要がある。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	人権相談業務は本来、法務局及び法務大臣から委嘱された人権擁護委員が担っているが、市の窓口に来られた場合には職員自らが相談に当たるなど、最小限のコストで運営している。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	人権侵害等が発生した際の適切な人権保護・救済をはじめ、問題解決への貢献度は高い。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	市民との協働性については該当しない。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	相談の依頼に関しては、適切に対応できている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	直接窓口に来られる方だけでなく電話対応も含め、市の相談事業として継続が必要である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
対応する職員の資質向上のための研修の充実や、適切な人員配置（増員・有資格）を行う。		

行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	